

大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時使用申請書

次のとおり、貴法人の施設の使用を申請します。施設の使用にあたり、大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時貸付取扱要項第6条から第8条(裏面)を遵守いたします。

申請者	住所(所属)	担当者連絡先	住所(所属)
	氏名		氏名
	電話: - - 内線:		電話: - - 内線:
	電子メール:		電子メール:
利用日時	※準備・片付け時間を含めてご記入下さい 年 月 日() 時 分 ~ 時 分		
利用施設	<input type="checkbox"/> 6F ホール <input type="checkbox"/> 8F 会議室1 <input type="checkbox"/> 8F 会議室2		
利用目的			
主催者			
参加予定人数 参加者の範囲	学内のみ・学外あり 名	紹介者	所属・氏名
利用機器	※利用希望の機器等をご記入下さい。 <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> プロジェクタ <input type="checkbox"/> その他()		
添付書類	※利用申込に際して、申請内容を確認できる書類を添付して下さい。 <input type="checkbox"/> プログラム <input type="checkbox"/> 案内状 <input type="checkbox"/> 通知書 <input type="checkbox"/> その他()		
備考			
<input type="checkbox"/> 請求書発行希望 <input type="checkbox"/> 領収書発行希望			

これより以下、空白で提出すること

大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時使用許可書

大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時貸付取扱要項に基づき、上記のとおり使用を許可します。

許可 No.		区分	-	%	使用料	円	許可印
(備考)							
決 裁							

(裏面)

大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時貸付取扱要項(抄)

(納入金の返還)

第6条 一旦納入された施設使用料は、原則として返還しない。ただし、法人の都合により貸付を変更又は取り消した場合は、施設使用料の全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その責に帰する事由により、施設、設備及び物品等を破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 大阪公立大学阿倍野キャンパス施設一時使用申請書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。当該施設等を第三者に転貸してはならない。
- (2) 貸与された施設、設備及び物品等の保全に留意すること。
- (3) 火災予防に細心の注意を払い、指定場所以外での喫煙をしないこと。
- (4) 許可なくして施設内において飲食をしないこと。
- (5) 法人は施設について、瑕疵担保及び保険負担の責任を負わない。
- (6) 施設内における盗難紛失等の事故・事件に関し、法人はその責を負わない。
- (7) 使用後は、清掃等後片付けをして、施設を現状に回復したうえで返還すること。
- (8) その他、法人担当者の指示に従うこと。